第三十条第四項中「行われるものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十三条の見出し中「責任追及の訴え」を「会計監査人の責任を追及する訴え」に改める。

第三十四条の見出し中「訴え」を「会計監査人の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「会計監査人」を「信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「会計監査人に」を「前号の者に」に、「会計監査人の責任追及の」を「信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する」に改める。

第七十五条第一項中「すべき各清算事務年度に係る」を「すべき」に改め、同条第二項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改め、同条第三項中「各清算事務年度に係る」を削り、同条第四項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第七十六条第二項第二号及び第六項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項第二号中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第二十五条第四項第一号イ中「申請」を「申請時又は申請」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同号ロからルまでの規定中「基準特定期間」を「申請時又は基準特定期間」に改め、同項第二号中「基準特定期間」を「申請時又は基準特定期間」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）

第六条の二　法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事

二　出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該理事会の決議に賛成した理事

ロ　当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

三　出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

ロ　イの議案の提案の決定に同意した理事

ハ　イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事

ニ　当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

第七条第二項第二号中「第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）」を「第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者」に改め、「判断」の下に「及びその理由」を加え、同項第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改める。

第二十条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）

第六条の二　法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事

二　出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該理事会の決議に賛成した理事

ロ　当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

三　出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

ロ　イの議案の提案の決定に同意した理事

ハ　イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事

ニ　当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

第七条第二項中「内閣府令」を「主務省令」に改め、同項第二号中「第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）」を「第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者」に改め、「判断」の下に「及びその理由」を加え、同項第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改める。

第二十条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社」に改め、「以下同じ。）」の下に「にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）」を加え、同項第七号中「第五十三条の十八第一項」を「第八条の二第一項第二号」に改める。

第十四条の二第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。